

關於規定は改正憲法施行後と雖、之を嚴然維持すべきものである。然らざれば國の象徴であり國民統合の象徴である天皇の御地位は遂に之を保持すること困難となるに至る慮なしとしないからである。

政府の所見如何。
右第一點は金澤國務大臣、第二、三、四點は吉田内閣總理大臣、第五點は司法大臣より夫々特に本會議場に於て、口頭をもつて御答辯を求む。
右質問する。

昭和二十一年七月二十三日

衆議院議長 議員 吉田 茂
衆議院議員 田中伊三次君外一名提出
憲法改正案に關する質問に對し別紙答辯書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員 田中伊三次君外一名提出
憲法改正案に關する質問に對する答辯書

第一點
天皇が統治權の總體者であらせられるといふことが我が國の國體であり、改正案は天皇のこの御地位を變更するに拘らず、政府が國體の變更なしと主張する根據如何との御質問であるが、このやうに現行憲法第一條又は第四條を根據とし、天皇が統治せられ又統治權の總體者であらせられることを以て我が國體なりとする見解は、憲法規定の表面に現はれた面を過重視したものであつて、國體の神髓に深く徹したものではない。寧ろ政體の面に著眼しての考へであると思ふ。我が國體は、我が國民の心の中に深く根を張つてゐる。天皇へのつながりを以て、いはば、天皇をこの國體の中心として結び合つてこれを基礎として國家が構成されて居るといふ特質にあるのであつて、このことは歴史を通じて現在の國民の意識に照らして、誤りのないところであると思ふ。従つて、我が國體は改正案によつて決して變革を受けたものでないと思ふ。

第二點
改正案の用語に從ひ、國號を「日本國」と改定する意思ありやとの御質問であるが、從來現行憲法において特に我が國號を一定する意味で「大日本帝國」と云ふ名稱が用ひられたものと考へてゐない。公式の文書において「日本國」といふやうな稱呼が用ひられたことも少なくない。改正案も、また國號を決定したものと考へてゐないが、「日本國憲法」と稱してゐるため、今後には自ら「日本國」の名稱が廣く用ひられることにならうと考へられる。この際國號を「日本國」と改定するために特に何らかの措置をとる意思はない。

第三點

改正憲法公布の日を以て「昭和」の元號を改め、國民一般の公衆により、平和國家にふさはしい新元號を制定する意思なきやとの御質問であるが、一世一元といふ從來の原則を唯今の時期において改める積極的な理由はないと考へる。又、「昭和」の二字は書經典義中に「百姓昭明、協和萬邦」といふ字句があり、これがその出典であるが、これらに於てあるものであるが、一般にいへば、これらは現在の元號そのものが平和主義に反するとは考へてゐない。従つて、新元號の制定については現在考慮してゐない。

第四點

改正案の皇室法規に及ぼす影響について各個の點に關し御質問である。
(一) 先づ法律は男女兩性の本質の平等に立脚して制定されなければならぬとの第二十二條の趣旨に基き、皇位の繼承資格を女子にも認めるや否やとの御質問であるが、皇位繼承については、別に第二條において皇室典範を以て定める旨規定して居り、改正案第二十二條の定める男女平等の原則が皇位繼承に關しても直に、そのまま適用ありとは考へてゐない、女帝については現在まだ考慮してゐない。

(二) 讓位の規定を新皇室典範に設けるつもりかとの御質問であるが、讓位については現行憲法以前において、皇室典範にはその制度を設けなかつたのであつて、新皇室典範に讓位の規定を設ける意思は持つてゐない。
(三) 新皇室典範において、皇族の特殊の地位はどうかとの御質問であるが、改正憲法の下においては、その根本趣旨に鑑み原則として皇族も一般國民と同様の地位に在られるものと考へる。併し皇族は、象徴たる天皇と血統の上で親近の關係に立つて居られること及び皇位繼承の資格等の關係から若干の點において特殊の地位を有せらるべきことは、當然であつてその詳細については、新皇室典範の制定に際し慎重に、考慮する所存である。
(四) 所謂宮中府中の別を撤廃するか、又宮内省はいかになるかとの御質問であるが、改正案においては從來の如く憲法と皇室典範とを別個の系統に屬せしめる趣旨を採つてゐるものではないから、從來のやうな意味での所謂宮中府中の別は撤廃され、皇室に關する國務は内閣に一元化されることと思ふが、その細目については目下鋭意検討中である。

第五點
皇室危害罪、尊皇不敬罪の規定は今後とも維持すべきものであるとの御意見であるが、天皇は日本國の象徴、日本國民統合の象徴たる地位に立たせられることに基き、自づから國民の尊敬をあつめられることとなるのであるから、その地位を冒瀆するが如き行為が許されないことは當然である。
右答辯する。
昭和二十一年七月二十三日
内閣總理大臣 吉田 茂
司法大臣 木村篤太郎

〔朗讀ノ省略シタ報告〕
一、議員カラ提出サレタ議案ハ次ノ通り
リテアル
提出者 勞務者加配米確保に關する建議案 井上 良次君
提出者 主食及び生活必需品配給確保に關する建議案 井上 良次君
提出者 片町線四條驛、本津驛間の電化促進並に列車増發に關する建議案 井上 良次君
提出者 戰災者、強制疎開者預金支拂緩和ニ關スル建議案 布 利秋君
提出者 中小工業振興ニ關スル建議案 北 勝太郎君 原 國君
提出者 伊東 岩男君 大宮伍三郎君
河野 金昇君 船田 享二君
竹山祐太郎君
(以上七月十八日提出)
農民組合法案 提出者 須永 好君 野溝 勝君
平野 力三君 黒田 壽男君
十勝郡畜牧場擴充ニ關スル建議案 提出者 細野三千雄君
小川原政信君 坂東幸太郎君
武田信之助君
(以上七月二十日提出)
一、去十八日吉田内閣總理大臣カラ次
通り發令ガアツタ旨ノ通牒ヲ受領シ
テ
司法事務官 岡田 善一
第九十帝國議會司法省所管事務政
府委員被仰付
一、去十八日衆議院規則第十五條但書
ニ依リ議長ニ於テ議席ヲ次ノ通り變
更シタ
一 三木キヨ子君
二 福田 繁芳君
三 田中伊三次君
四 田中伊三次君
一、去十八日議長ニ於テ次ノ委員ヲ選
定シタ
生活保護法案(政府提出)委員
井上 卓一君 小池 政恩君
小柳憲太郎君 齋藤 行藏君
庄司 一郎君 田中 重彌君

三〇〇
竹内 茂代君 富田 ふき君
山口 好一君 大島 定吉君
坪川 信三君 中山 太平君
原 信思君 日比野 民平君
本名 武君 奥村又十郎君
澤田 ひさ君 永井勝次郎君
長谷川 保君 松尾 トシ君
吉川 兼光君 川越 博君
平川 篤雄君 紅露 みつ君
東井三代次君 久保 猛夫君
松谷天光君
去十八日次ノ通り特別委員ノ異動
ガアツタ
帝國憲法改正案(政府提出)委員
辭任石黒 武重君 田中伊三次君
食糧緊急措置令(承諾を求め件)
委員
辭任清澤 俊英君 補選 稻村 順三君
勞働關係調整法案(政府提出)委員
辭任永江 一夫君 補選 今村 等君
辭任久保 猛夫君 補選 野本 品吉君
一、去十九日委員長理事互選ノ結果次
ノ通り當選シタ
生活保護法案(政府提出)委員
委員長 庄司 一郎君
理事 小柳憲太郎君 齋藤 行藏君
原 檢思君 吉川 兼光君
一、去十九日次ノ通り特別委員ノ異動
ガアツタ
帝國憲法改正案(政府提出)委員
辭任東井三代次君 補選 田中 久雄君
食糧緊急措置令(承諾を求め件)
委員
辭任堂森 芳夫君 補選 奥村又十郎君
辭任細田 綱吉君 補選 山 凸君
生活保護法案(政府提出)委員
辭任本名 武君 補選 有馬 英二君
一、去二十日次ノ通り特別委員ノ異動
ガアツタ
會計法臨時特例廢止等に關する法
律案(政府提出)委員
辭任菊池長右エ門君 補選 田中 実司君
辭任竹谷源太郎君 補選 伊藤 實雄君
一、昨二十二日吉田内閣總理大臣カラ
次ノ通り發令ガアツタ旨ノ通牒ヲ受
領シタ
第九十帝國議會內務省所管事務政
府委員被仰付

1001

10

1

...

L

發行所
東京都麹町區大手町
印刷局
電話 丸ノ内三三二
振替東京一九〇〇〇〇圖書課